

社会福祉法人 健仁会

「千の風・川崎 居宅介護支援センター」運営規程

第1条(事業の目的)

社会福祉法人健仁会が設置運営する「千の風・川崎 居宅介護支援センター」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護支援専門員等(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 介護支援専門員等は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
 - ①要介護状態等になった場合においても、居宅介護支援の提供を受けようとする要介護者等(以下「利用者」という)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - ③利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
2. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域の保健・医療及び福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 千の風・川崎 居宅介護支援センター
- ② 所 在 地 神奈川県川崎市幸区小向町6-14

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 常勤1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

② 介護支援専門員 常勤1名以上(1名は管理者と兼務)

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日は月曜日から金曜日までとし、土、日、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは休業とする。ただし、不在については介護老人保健施設 千の風・川崎の職員が対応するほか、携帯電話と転送電話利用で連絡が可能な体制とする。

② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

第6条(居宅介護支援の内容)

居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

① 居宅サービス計画作成

② 居宅サービス事業者等との連絡調整

③ 介護保険施設への紹介

④ 利用者に対する相談援助、課題分析

使用する課題分析の方法は、居宅サービス計画作成ガイドライン方式等を用いる

⑤ 訪問面接による課題把握

⑥ サービス提供事業者担当者会議の招集又は意見集約、計画照合

⑦ その他利用者に対する便宜の提供

第7条(居宅介護支援の提供方法)

1. 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

2. 使用する課題分析票の種類は当事業所の書式とする。

3. サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は会議室とする。

4. 介護支援専門員は、継続的に1ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

第8条(利用料等)

1. 介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
2. 文書の複写・発行・交付する場合はその実費相当額を徴収する。
3. 前1、2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第9条(個人情報の管理の方法)

1. 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。
3. 従業者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第10条(通常の実施地域)

通常の実施の実施地域は以下のとおりとする。

川崎市 幸区 川崎区 中原区
横浜市 鶴見区

第11条(交通費)

第10条の実施地域にお住まいの方は無料とする。

それ以外の地域にお住まいの方は、第10条に記載されている地域を超えた地点からお客様の居宅までの往復距離について交通費を負担して頂く事になり、その詳細は次の通りとする。

移動手段	負担して頂く交通費
公共交通機関	実費
自動車等	1キロあたり20円

* 介護支援専門員の移動手段は地域により異なります。

第12条(事故発生の防止策及び対応方法)

1. 事業所は、「事件」「事故」を未然に防止するため、「教育と指導」を徹底し、注意喚起に努めるものとする。
2. 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
3. 前項の事故の状況に際してとった処置を記録する。
4. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第13条(緊急時における対応方法)

介護支援専門員等は、利用者の状況に急変の事態が生じた時には速やかに主治医、利用者家族等に連絡する等の措置を講じる。

第14条(苦情処理)

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

第15条(その他運営についての留意事項)

1. 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 随時
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することは、従業者でなくなった後においても同様とする。
4. 事業所の会計は他の事業の会計と区別する。
5. 介護支援専門員はサービス提供を利用者に強要又は当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
6. 居宅サービス計画、サービス提供事業者担当会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から2年間保存しなければならない。
7. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人健仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成27年 4月 1日 従業者員数の変更及び介護報酬改定に伴う利用料金の変更。
3. 平成28年 4月 1日 従業者員数の変更及び介護報酬改定に伴う利用料金の変更。
4. 平成29年 4月 1日 従業者員数の変更及び介護報酬改定に伴う利用料金の変更。
5. 平成30年 4月 1日 介護報酬改定に伴う契約書及び重要事項の変更。
6. 令和元年 10月 1日 介護報酬改定に伴う利用料金の変更。
7. 令和2年 11月 1日 管理者の変更及び特定事業加算に伴う重要事項の変更。
8. 令和3年 1月 1日 代表者の変更に伴う契約書及び重要事項の変更。
9. 令和3年 4月 1日 介護報酬改定に伴う利用料金の変更。
10. 令和4年 2月 1日 従業員数の変更に伴う重要事項の変更。
11. 令和4年 10月 1日 事業所移転に伴う契約書及び重要事項の変更。
12. 令和5年 4月 1日 従業員数の変更に伴う重要事項の変更。
13. 令和5年 6月 1日 苦情解決責任者の変更に伴う重要事項の変更。
14. 令和6年 4月 1日 制度改正に伴う重要事項の変更及び介護報酬改定に伴う利用料金の変更。